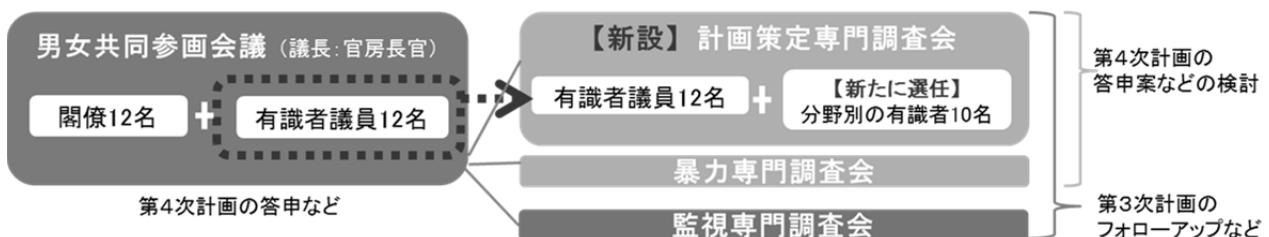


男女共同参画基本計画の改定について

平成 22 年 12 月に策定された男女共同参画基本計画（第 3 次）については、平成 27 年末に改定する予定となっており、平成 26 年 10 月を目途に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、計画策定に向けた「基本的な考え方」を諮問し、検討を開始する。

1. 計画改定の検討体制

- 男女共同参画会議の下に、男女共同参画基本計画の改定のため「計画策定専門調査会」を設置する。
- 計画策定専門調査会と監視専門調査会が合同で、現行計画（第 3 次）のフォローアップを実施する（暴力分野は女性に対する暴力に関する専門調査会もフォローアップに参加）。
- フォローアップの結果を踏まえ、計画策定専門調査会で計画改定の方向性や全体的な方針について議論を行う。また、指標設定や P D C A の考え方については監視専門調査会が、暴力分野における計画改定の方向性については女性に対する暴力に関する専門調査会が、それぞれ別途議論を行う。
- 計画策定専門調査会の下に起草ワーキングチームを設置し、各専門調査会での議論を踏まえた詳細な検討を行い、その結果をとりまとめて計画策定専門調査会に報告する。



2. 今後のスケジュール（案）

26 年	10 月目途	内閣総理大臣から計画改定に向けた「基本的な考え方」を諮問 （男女共同参画会議（第 44 回））
	年内	現行計画（第 3 次）のフォローアップ
27 年	1 月	計画改定に向けた論点整理
	2 月～	「中間整理」の起草
	夏	「中間整理」の決定（男女共同参画会議） 公聴会、パブリックコメント、有識者ヒアリングの実施 「基本的な考え方」の答申（男女共同参画会議）
	秋	各府省の施策登録、各省協議
	12 月	「次期計画（第 4 次）」の諮問・答申（男女共同参画会議） 閣議決定

3. 計画改定のプロセス

現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係府省や有識者からヒアリングを行うとともに、地方や関係団体との意見交換や国民からの意見募集等、様々な主体との対話を推進し、計画改定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視していく。